旧緊急時避難準備区域(南相馬市原町区)所在の申立人の自宅について、地震で屋根が破損し、避難生活中に雨漏りが生じたために必要となった内装修理工事に関し、本件事故の影響割合を8割、内装修理工事を実施することによる原発事故前と比較した価値の増加分を1割として、工事費用の7割2分が賠償された事例。

# 和解契約書(全部)

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年(東)第〇号事件(以下「本件」という。)につき、申立人X(以下「申立人」という。)、被申立人東京電力ホールディングス株式会社(以下「被申立人」という。)は、次のとおり和解する。

## 第1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、下記の損害項目(下記期間に限る。) について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力が及ば ないことを相互に確認する。

記

- 1 損害項目 家屋修繕費用
  - 期 日 平成27年2月13日付領収書にかかる工事分
- 2 損害項目 本和解仲介に関する弁護士費用

# 第2 和解金額

被申立人は、申立人に対し、第1項記載の損害項目(同項記載の期間に限る。)に対する和解金として、合計金69万5028円の支払義務があることを認める。

(内訳)(1) 損害項目 家屋修繕費用

金674,784円

(2) 損害項目 本和解仲介に関する弁護士費用

金20,244円

## 第3 支払方法

(省略)

### 第4 清算

申立人及び被申立人は、第1項記載の損害項目(同項記載の期間に限る。) について、以下の点を相互に確認する。

- ア 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立 人が被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。ただし、本 件和解仲介に関する弁護士費用については、本和解に定めるもののほか、 当事者間に何らの債権債務がない。
- イ 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人は被申立人に対し て別途請求しない。

### 第5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人 が署名(記名)押印の上、申立人及び被申立人が各1通をそれぞれ保有するもの とする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解 決センターに交付する。

平成28年11月8日

(仲介委員 柗田由貴)